

◇同窓会奨学金申請対象条件一覧表

□ : 選択不可【別紙】

①学部1～3回生が対象。ただし、学部4回生以上で休学期間がある場合、在籍月数が31ヶ月以下(令和3年10月1日時点)の者は対象となります。

②以下の条件において◎及び○からそれぞれ1種類ずつ該当が必要。

※給付奨学金受給中の者、授業料免除および徴収猶予【従来制度】で免除許可された者は対象となりません。

対象条件	申請対象者	申請区分	備考	学部生		
				1回生	2回生	3回生以上
A区分 新制度 (日本学生支援機構 給付奨学金)に関する事項	令和3年度給付奨学金支援区分外の者	A-1	給付奨学金が令和3年4月から支援区分外でかつ、10月から引き続き、支援区分外になった者	□	◎	◎
	令和3年度から給付奨学金が廃止された者	A-2	学籍要件により令和3年4月から給付奨学金が廃止になった者	□	◎	◎
	令和3年度給付奨学金不採用者	A-3	2次採用(秋)において不採用になった者	◎	◎	◎
	給付奨学金に申請できない者	A-4	大学等への入学時期に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	◎
		A-5	在留資格等に関する基準により申請対象外の者	◎	◎	◎
		A-6	資産基準により申請対象外の者	◎	◎	◎
	令和3年度給付奨学金に申請中の者	A-7	2次採用(秋)または家計急変採用に申請中の者 ※ただし、審査の結果、給付奨学金に採用された者は対象外	◎	◎	◎
令和3年度給付奨学金に申請していない者	A-8	2次採用(秋)または家計急変採用のいずれにも未申請の者 ※申請区分が「A-4」「A-5」「A-6」以外	◎	◎	◎	
C区分 令和3年度授業料免除および徴収猶予【従来制度】に関する事項	【従来制度】未申請の者	C-1	【前期】および【後期】従来制度ともに未申請の者	○	○	○
	【前期】授業料免除に申請し、不許可になった者	C-2	【後期】従来制度に申請し、成績要件により徴収猶予のみ許可された者	□	□	○
		C-3	【後期】従来制度未申請の者	□	□	○
		C-4	【後期】従来制度申請中の者	□	□	○
	【前期】授業料免除未申請の者	C-5	【後期】従来制度に申請し、成績要件により徴収猶予のみ許可された者	○	○	○
		C-6	【後期】従来制度申請中の者	○	○	○

申請対象外	正規生以外の者 学部4回生以上で在籍月数が32ヶ月以上の者(令和3年10月1日時点) 大学院生、専攻科生 授業料を滞納している者 当該年度に本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者 京都教育大学同窓会奨学金制度にこれまで2回採用されている者 学部生で給付奨学金満期者
-------	---